

令和6年度 (2024年度)	危機管理部の取り組み実績
＜部長の方針・考え方＞ いつ起こるかわからない大地震や近年被害が激甚・頻発化している風水害などの自然災害等から市民の生命・財産を守るため、平常時から地域や関係団体との連携を図りながら、「自助」「共助」「公助」の更なるレベルアップを進めるとともに、市民への啓発及び職員の防災意識の醸成に努めます。 また、日常生活における市民の安全安心を守るため、地域や警察等と連携して防犯活動に取り組みながら、防犯カメラの増設や地域の防犯灯の維持管理への支援をはじめとする防犯対策の推進、また、急増する特殊詐欺への新たな被害防止対策を展開するとともに、悪質商法に対する啓発の取り組みを進めます。	
＜部の構成＞ 危機管理政策課 危機管理対策推進課	＜主な担当事務＞ (1) 危機管理の調査研究、企画、立案及び総合調整 (2) 危機管理にかかる初動体制の確立及び総括 (3) 防災・消防団及び防犯に関すること (4) 消費生活に関すること

重点的な取り組み：特殊詐欺被害対策の推進

【施策シート：03—02】

本市の特殊詐欺認知件数は令和4年の67件から令和5年には133件と急増するなど、大阪府全体において認知件数が高い水準で推移しています。そのため、今年度から高齢者を対象として、録音機能などを備えた特殊詐欺対策機器を無料で貸与する事業をはじめ、手軽に電話の受話器に取り付けることができる簡易型録音機を出前講座やイベント等で無料配布するなど、新たな特殊詐欺対策事業を警察等と連携して実施します。

また、引き続き、特殊詐欺被害防止や闇バイトの恐ろしさなどの啓発に取り組むとともに、不審電話が多発している地域を青色防犯パトロールカーで巡回するほか、SNS発信などの注意喚起に努めながら警察と連携し、より効果的な特殊詐欺対策を進めていきます。

取り組みの成果を測る指標	令和6年度目標値	令和6年度実績
枚方市内における特殊詐欺認知件数	90件 (令和6年1月～12月)	94件 (令和6年1月～12月)

実 績	① 特殊詐欺対策機器貸与事業の実施。 ＜自動通話録音機の申込件数 579件＞ 簡易型録音機の配布による普及啓発の実施。 ＜特殊詐欺に関する啓発や情報提供の回数 20回＞ ＜簡易型録音機の配布 延べ約2,600個＞ ② 若年層に対して闇バイト加担防止の情報発信を実施。＜4回＞ ③ LINEや地域情報誌などを活用した啓発の実施。
-----	--

説 明	① 特殊詐欺対策機器貸与事業を7月から開始し、警察、枚方市防犯協議会や地域包括支援センター等と協力して制度周知に努めながら不審電話に対応する自動通話録音機を貸与しました。また、あわせて出前講座や防犯イベント等で簡易型録音機を配布することで普及啓発を行いました。令和7年度も大阪府補助金を活用して特殊詐欺対策機器貸与事業を継続していきます。 ② 若年層に対して闇バイトの恐ろしさを伝える動画をデジタルサイネージで放映するとともに、中学生向けにクイズ形式で作成した闇バイトに関するデータを教育委員会から生徒に貸与しているタブレットに配信したほか、「はたちのつどい記念小冊子」に啓発ページを設けるなど、広く普及啓発に取り組みました。 ③ 市公式LINE等により、適時、不審電話情報を発信し注意喚起を行いました。また、警察と連携し、地域情報誌や広報ひらかた等による啓発を行ったほか、直接市民の対応にあたる職場を中心に市職員に向けた本市の特殊詐欺の現状と対応、闇バイト加担阻止等に関する研修を実施しました。
---	---

重点的な取り組み：街頭防犯カメラの更新・増設

【施策シート：03—01】

街頭犯罪の抑止や犯罪発生時の迅速な対応のため、市内に設置している街頭防犯カメラ1,034台の内、リース契約期間満了を迎える354台の更新にあわせ、地域の要望などから選定し、新たに犯罪抑止効果が期待できる場所への防犯カメラの増設を図り、防犯対策を強化します。

取り組みの成果を測る指標	令和6年度目標値	令和6年度実績
犯罪発生件数(市内の刑法犯罪発生件数：1日当たり)	4件	5.1件

実 績	① 令和7年度の既設防犯カメラの更新に向けた設置基準の策定。＜354台＞ 警察と連携した新設場所の選定。＜14台＞
説 明	① 更新時期を迎える354台を含めた適正配置等の基準を設定するとともに、地域からの新設要望について、費用対効果や公平性、有効性などの観点も盛り込み、枚方・交野両警察署とも協議の上、新設場所の選定を行いました。

重点的な取り組み：消費者への意識啓発と消費者被害対策の推進

【施策シート：03—02】

消費者が消費生活における的確な意思決定・行動が出来るよう、引き続き、啓発物品の配布や出前講座、講演会等を通じ、悪質商法や特殊詐欺など市民の消費者問題に対する意識の向上に努めます。

また、市内各所でのPR活動等を通じ、被害に遭われた時に早期に相談していただけるよう消費生活センターの相談窓口や消費者ホットラインなどの周知に努めるとともに、市と警察、弁護士会、地域包括支援センター等で構成する「消費者安全確保地域協議会」のネットワークを生かし、高齢者や障害者等が消費者トラブルに遭われている場合には速やかに情報共有を行うなど、消費者被害の未然防止・早期解決を図ります。

取り組みの成果を測る指標	令和6年度目標値	令和6年度実績
悪質商法や特殊詐欺に関する啓発や情報提供の回数	36回	27回

実 績	① 消費生活相談窓口の周知・啓発。 <消費者被害防止キャンペーン1回開催、消費者教育講演会1回開催、くらしの赤信号12回発行><消費生活相談3,142件/年のうち、消費者ホットライン188を通じた相談760件/年> ② 成年年齢の引き下げに伴う消費者啓発の取り組みの推進。 ③ 青色防犯パトロール車による巡回。<毎週水曜日> ④ 消費者被害の未然防止・早期解決の取り組みの推進。 <消費者安全確保地域協議会1回開催、消費者被害のお知らせ12回送付>
説 明	① 消費生活相談窓口の周知のため、広報ひらかたや市ホームページに消費生活センターの相談専用電話番号や土曜・日曜・祝日も相談できる消費者ホットライン188（いやや!!）を掲載しました。啓発については、市民の消費者問題に対する意識の向上や当センターの周知のため、啓発チラシ・ティッシュ等を配布する消費者被害防止キャンペーンの実施や、消費生活への関心を高めてもらうため消費者教育講演会を実施しました。また、消費者被害の事例を記載した「くらしの赤信号」を月1回作成し、市ホームページに掲載及び庁内関係部署等へ配布しました。 ② 令和4年4月からの成年年齢引き下げに伴い若年者の消費者被害の未然防止を図るため、ホームページやSNSを活用した情報発信を行い、市内10高校へ啓発冊子の配布を行いました。また、「はたちのつどい」の記念小冊子に消費者トラブルの手口等を学べるQRコードを掲載しました。 ③ 訪問勧誘販売などの悪質な消費者トラブルの情報が当センターに寄せられた地域を中心に、毎週、青色防犯パトロール車で啓発放送を流しながら巡回し、注意喚起を行いました。 ④ 高齢者等を地域で見守り、消費者被害の未然防止・早期解決を図るために設置した「消費者安全確保地域協議会」を開催し情報共有や意見交換等を行いました。また、徘徊高齢者SOSネットワークを活用し、市内介護事業所等へ月1回「消費者被害のお知らせ」を送付し、消費者被害の事例について情報提供するとともに被害にあった利用者がいた場合は消費生活センターへ連絡いただくようお知らせしました。

重点的な取り組み：地区防災計画の策定支援

【施策シート：01—02】

地域がその自主性や取り組むべき課題、届出避難所制度に基づいて、その運営ルールや開設基準、受入対象等を地区防災計画として取りまとめる場合に、その策定作業を引き続き支援していきます。

今年度は、校区自主防災組織が防災訓練等を通じて、校区内で合意形成したルールを地区防災計画にフィードバックできるよう支援することで計画の策定を推進していきます。

取り組みの成果を測る指標	令和6年度目標値	令和6年度実績
地区防災計画の策定件数策定校区数（累計）	35 校区（累計）	34 校区（累計）

実 績	① 校区や自治会における地区防災計画の策定を支援。＜11 校区、3 自治会＞ ② 広域避難に係る地区防災計画の策定支援、広域避難の重要性を周知。
説 明	① 校区における地区防災計画の策定支援を行うとともに、自治会館を避難場所として活用すること等に取り組む自治会に対する計画策定支援を実施しました。 ② 長尾校区に対して広域避難についての地区防災計画の策定支援を実施しました。また、伊加賀校区・枚方校区について過去策定した計画に基づき、枚方ひこ防' z（枚方市総合防災訓練）にて避難訓練を実施するとともに、災害が起きた時、住民が取るべき防災行動や避難のタイミングなど「いつ・誰が・どんな情報を・どんな手段で・誰に伝えるのか」などを定めたコミュニティタイムラインを作成しました。市内自主防災組織で構成される「枚方市自主防災組織ネットワーク会議」にて、事例共有を行いました。

重点的な取り組み：自ら避難が困難な避難行動要支援者に対する個別避難計画の策定推進

【施策シート：01—02】

令和3年5月に、災害対策基本法が改正され、自ら避難が困難な要支援者への避難支援に関する個別避難計画の作成が新たに市町村の努力義務とされました。

個別避難計画の策定を進めるにあたって、庁内プロジェクトチームを設置し、市が担う部分と関係機関と連携して進める部分などについて協議を重ね、令和4年度は、内閣府のモデル事業を通じて市内の自治会と連携し、5件の計画を策定しました。

令和5年度は、その事例を広く地域に紹介することで水平展開に取り組み、3件の計画策定（延べ策定件数8件）を支援しました。

今年度は、引き続き個別避難計画策定にかかる意識醸成に取り組むとともに、既に安否確認の仕組みを有している地域に個別に働きかけ連携し、策定を進めます。

取り組みの成果を測る指標	令和6年度目標値	令和6年度実績
個別避難計画策定にかかる連携自治会数	3自治会(累計)	2自治会(累計)

実 績	① 西船橋自治会で個別避難計画を策定。＜3件＞
説 明	① 河川氾濫により浸水するおそれのある自治会で個別避難計画を策定しました。

重点的な取り組み：家具固定器具設置を支援する仕組みの構築

【施策シート：01—01】

阪神淡路大震災では、亡くなられた方の約8割が建物の倒壊・家具転倒等による窒息死や圧死によるものであったとされており、能登半島地震でも圧死による犠牲者が最も多かったと報道されているところです。

その一方で、内閣府が実施した世論調査では、家具固定率が令和4年に初めて減少に転じたことや、本市が実施したアンケートでも、約半数の方が家具固定を実施していないという結果が確認されました。

このような状況を踏まえ、避難行動要支援者などの災害時に避難行動を取ることが困難な方々を対象に「家具固定器具の現物支給や購入補助」と「自力で固定器具が設置できない方への設置のサポート」を組み合わせた、自助を側面的に支える仕組みの構築に取り組みます。

実 績	① 防災出前講座や枚方市総合防災訓練のイベントブース内で啓発を実施。 ② 避難行動をとることが困難な方々への自助支援策の検討。
説 明	① 防災出前講座の中で、家具固定の必要性を解説するとともに、令和6年11月24日（日）に開催した枚方市総合防災訓練内のイベントブースで、家具固定器具を展示するなどの周知啓発を実施しました。 ② 避難行動要支援者の自助を促進する上で、こういった支援が有効なのか、何が求められているのか等のニーズを把握するためのアンケートの骨子を取りまとめました。（アンケートは令和7年度実施予定）

重点的な取り組み：備蓄・物流管理システムの導入について

【施策シート：01—01】

大規模災害時には、多数の職員が備蓄物資の搬出に関わることから、在庫管理や搬出管理が非常に煩雑になることが想定されています。

また、多くの備蓄物資には消費期限があり、適正な管理が必要であることから、大規模災害時における、避難所への物資提供の迅速化と平時における備蓄品管理の最適化を図るために、新た

に災害備蓄品管理システムを導入し、備蓄品管理の最適化を図ります。

なお、導入後は、操作研修の実施など職員の習熟度を高める取り組みを併せて進めていきます。

取り組みの成果を測る指標	令和6年度目標値	令和6年度実績
新システムを使った訓練実施回数	1回	2回

実 績	① 新たに災害備蓄品管理システムを導入。 ② 災害対策本部事務局訓練におけるシステム利用及び事前研修の実施。 ③ 図上訓練におけるシステム利用と事前研修の実施。
説 明	① 避難所への物資提供の迅速化と平時における備蓄品管理の最適化を図るためのシステムを新たに導入しました。 ② 6月実施の災害対策本部事務局員を対象とした訓練において、初めて事務局員に任命された職員を中心にシステムを操作し、事前研修も含めてシステムへの理解を深めました。 ③ 1月実施の図上訓練において、物資要請から物資運搬までの流れをシステム利用し、習熟度を高めました。

重点的な取り組み：能登半島地震を教訓とした防災施策の強化

【施策シート：01—01】

本年元日に発生した能登半島地震において、枚方市では被災地への物的支援として毛布や備蓄水、野菜ジュース、自動密封型の簡易トイレ等を提供し、人的支援として給水活動や避難所運営、ごみ収集・運搬等に従事する職員を派遣してきました。

この被災地への支援を通じて得られた課題や教訓を取りまとめ、今後の備蓄品の充実や避難者の受け入れ体制強化といった防災施策につなげていきます。

実 績	① 凝固剤及び排便袋の購入計画の作成。 ② 新しい地方経済・生活環境創生交付金の活用。
説 明	① 能登半島地震におけるトイレの課題を受け、大阪府の備蓄方針見直しが実施されたことから、本市の簡易トイレに付随する排便袋や凝固剤の備蓄目標数を400,000枚に引き上げました。来年度以降、計画的に購入を進めていきます。 ② 能登半島地震における課題を受け、要配慮者でも安心して使える自動圧着式ポータブルトイレと、ペットとの同伴避難による受入体制の構築を図るためのペット用テントを購入するため、新しい地方経済・生活環境創生交付金の申請を行いました。

重点的な取り組み：消防団の自然災害対応力強化と地域連携強化について

消防団は、消火活動や地震・風水害等の大規模災害時の救出救護・避難誘導活動など、地域防災の中核として重要な役割を果たしています。

さらに、自然災害が激甚化・多様化する中で消防団員に求められる役割も火災対応だけでなく、風水害への対応や地域の自主防災組織と連携した防災活動に広がりつつあります。

こうした中で、令和5年度から開始した土砂災害発生時を想定した救出訓練を引き続き実施し、風水害時における対応力の強化に取り組めます。

また、地域と消防団の連携強化につなげるため、令和5年度から正副団長が参画を開始した自主防災組織ネットワーク会議において、新たに意見交換会の場にも参加していただくことを予定しています。

実 績	① 大規模災害時の対応について消防署職員指導のもと、研修を実施。 ② 自主防災組織ネットワーク会議の意見交換会の場に消防団幹部参画。
説 明	① 令和6年4月14日（日）に94名の中堅幹部団員が大規模災害に対する消防団の備えと対策について学び、現場指揮能力などが向上し災害発生時における迅速な人命救助を行うことで市民の生命や財産を守り、被害の軽減が図れるよう研修を行いました。 ② 令和6年6月7日（金）と令和7年1月31日（金）に開催した自主防災組織ネットワーク会議に消防団幹部が参画し地域との更なる連携の強化を図りました。